

「副首都ビジョン」のバージョンアップ

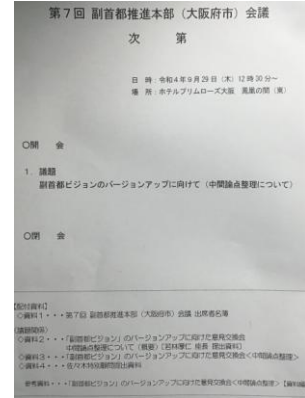
写真は昨年 9 月 29 日に開催された「第 7 回副首都推進本部(大阪府市)会議」次第。大阪府市の資料をチェックして見つけた。正直なところ、いまだに副首都といった会議がやられているとは思っていなかった。「維新政治」、大阪府市のしつこさに呆れるばかりだ。でも、これが大阪の現実であり、見過ごせない動きとして注視したい。

ここでは議題関係の配布資料 4 佐々木信夫(大阪府市)特別顧問提出資料を抜粋して紹介する。

今回、まとめられた副首都ビジョン策定のための「中間論点整理」は、大阪の特性を踏まえた優れた内容であり、特段このレポートに異論はない。その上でだが、ここまで 10 年間大都市・大阪の都市経営、マネジメントを効率的、効果的に進めるために行ってきた統治機構改革にも触れる必要があるのではないかと。全般的に「経済副首都」をイメージした諸分析が中心となっており、経済活動や都市活動をマネジメントする統治の仕組みに関する議論は消えている感じがする。ここ 10 年間、大阪府・市がめざした「大阪都構想」との関係が消え失せている点は一般からすると少し奇異な印象を持たれよう。もともと、「大阪都構想」は大阪を副首都にしようという話とリンクしていたはずで、そのために大都市経営の一体化と住民自治の充実を図るという建付けだった。二度の「都構想」に関する住民投票の否決で意識的に議論から外しているのかもしれないが、それならそれで説明がある。

大阪の場合、独力で大都市制度改革に取り組んでいる。これは副首都といえる大都市を合理的、効果的に経営しようとする制度改革の努力の表れである。いわゆる「大阪都構想」は「集権化」と「分権化」を組み合わせた構想であった。その趣旨を生かすべく、住民投票の否決後も①「まちづくりや都市計画系統」の“府市一体化条例”を策定するなど「集権化」の企図を実現しようとしてきている。この点は評価されよう。だが、もう 1 つ「分権化」という点が遅滞していないか。大阪市の行政区の扱いだ。

現行法に政令市に「総合区」を設置できるという規定がある。そこで提案したい。大阪市という市政の分権化を進める改革を本格化することはどうか。総合区制度の活用である。もとより大阪府市の改革として、都構想と並行して 24 行政区を 8 総合区に広域再編し、導入する案を作成した経緯があり、目新しい点ではない。ただ、他の 19 政令市にも動きがないが、1 つ誤解があるからではないか。総合区に移行するには「区の再編」「区の広域化」が不可欠であるといった理解である。必ずしも区の再編、広域化を要件としていない。政令市内を権限の強い「総合区」にする区域と従来の「行政区」のまま残す区域と併存してもよいという建付けになっている。



(2023 年 1 月 16 日)